

令和4年度 国保の保険料率

令和4年度の国民健康保険料の額は下記の料率をもとに計算します。
保険料は妹背牛町の国保加入者全員の前年所得・今年度必要な医療費の額等を勘案して、決定します。

保険料は、みなさんが健康な生活をおくるために必要な、皆保険制度運営になくてはならないものです。

制度にご理解いただき、保険料の納期内納入をお願いいたします。

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
	世帯の国保加入者の所得に応じて計算	国保加入者の資産に応じて計算	世帯の国保加入者の数に応じて計算	一世帯にいくらと計算	
医療給付費分	4.28%	28.26%	35,800円	30,800円	65万円
後期高齢者支援金分	1.77%	14.80%	13,600円	11,700円	20万円
介護納付金分	1.10%	11.34%	17,400円	10,400円	17万円



マイナンバーカードが健康保険証に！！

健康保険証を持たずに、マイナンバーカードで医療機関を受診できるようになりました。

【注】 医療機関が対応していない場合は利用できません。

- ★引っ越しなどをしたとき、保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます。
(転入・転出などの手続きは引き続き必要です)
- ★手続きなしで限度額以上の支払いが免除されます。
- ★本人が同意すれば、初めての医療機関でも、今までのお薬の情報や健診の結果を確認することができます。
- ★確定申告での医療費控除の入力も簡単になります。

☆マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、まずは申請してください。
☆マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証として使うために登録が必要です。

詳しくはお問い合わせ下さい

接骨院・整骨院のかかり方！

接骨院や整骨院に「各種保険取り扱い」と書かれていても、国保や健康保険が使えるのは一定の条件を満たした場合に限られています。どのような場合に保険が適用されるのか理解して、正しく利用しましょう!!

○ 健康保険が適用されるもの(外傷性が明らかな場合)

- ☆打撲および捻挫等（いわゆる肉離れを含む）
- ☆骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）

× 健康保険が適用されないもの(全額自己負担となります)

- ☆単なる肩こりや筋肉疲労（疲労性・慢性的な要因からくる）
- ☆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ☆病院等で同じ負傷等で治療中の場合
- ☆仕事中や通勤途上での負傷（労災保険の対象）

負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性が明らかな負傷でないと健康保険を適用することができません。
何が原因で負傷したのかをきちんと伝えましょう。

病院との重複受診はできません

同一負傷について、同時期に柔道整復師と医師にかかることはできません。ただし、負傷の状態を確認するために医師の検査を受けることは可能です。

長引く場合は医師の診断を

長期間施術を受けても改善しない場合には、内科的要因の可能性ががあります。施術が長引く場合は医師の診断を受けましょう。